|  |
| --- |
| 認定権者記載欄 |
|  |

様式第５－（ロ）－②

|  |
| --- |
| 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ロ－②） 　　年　　月　　日 角田市長　黑須　貫　殿 　 　　　　　 　　　　申請者 　 　 住　所　　　　　　　　　 　　　　　 　 　 　氏　名　　　　　　　　　　　　　 　　私は、　　　　業（注２）を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定に基づき認定されるようお願いします。記①原油等の仕入単価の上昇（注３）　　　　　**Ｅ**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる業種に係る上昇率　　　　　　　　　％×１００－１００　　　　　**ｅ**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る上昇率　　　　　　　　　　　　％　**Ｅ**：原油等の最近１か月間における平均仕入れ単価　　　　主たる業種に係る平均仕入単価　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る平均仕入単価　　　　　　　　　円　**ｅ**：**Ｅ**の期間に対応する前年１か月間の平均仕入れ単価　　主たる業種に係る平均仕入単価　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る平均仕入単価　　　　　　　　　円②原油等が売上原価に占める割合（注３）　　　　　**Ｓ**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる業種に係る依存率　　　　　　　　　％×１００　　　　　**Ｃ**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る依存率　　　　　　　　　　　　％　**Ｃ**：申込時点における最新の売上原価　　　　　　　　　　主たる業種に係る売上原価　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る売上原価　　　　　　　　　　　円　**Ｓ**：**Ｃ**の売上原価に対応する原油等の仕入価格　　　　　　主たる業種に係る仕入れ価格　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る仕入れ価格　　　　　　　　　　円③製品等価格への転嫁の状況（注４）　　　　　**Ａ**　　　**ａ**　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる業種に係る転嫁の状況　Ｐ＝　　　　　＝　**Ｐ**　　　　　**Ｂ**　　　**ｂ**　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る転嫁の状況　　　　Ｐ＝　　　　　　**Ａ**：申込時点における最近３か月間の原油等の仕入価格　　主たる業種に係る仕入価格　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る仕入価格　　　　　　　　　　　円　**ａ**：**Ａ**の期間に対応する前年３か月間の原油等の仕入価格　主たる業種に係る仕入価格　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る仕入価格　　　　　　　　　　　円　**Ｂ**：申込時点における最近３か月間の売上高　　　　　　　主たる業種に係る売上高　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る売上高　　　　　　　　　　　　円　**ｂ**：**Ｂ**の期間に対応する前年３か月間の売上高　　　　　　主たる業種に係る売上高　　　　　　　　　円　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　全体に係る売上高　　　　　　　　　　　　円 |
| 角商第　　　　号令和　　年　　月　　日申請のとおり、相違ないことを認定します。※本認定の有効期限：令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　角田市長　黑須　貫 |

（注１）本様式は、主たる事業（最近１年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

（注２）　　　には、主たる事業が属する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

（注３）主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が２０％以上となっていること。

（注４）主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。Ｐ＞０となっていること。

（留意事項）

　①　本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

　②　市町村長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。